

令和 8 年度近畿農政局入札等監視委員会 第 2 回定例会議審議概要

(ホームページ掲載日:令和8年10月16日)

開催日及び場所			令和８年９月１６日（水） 近畿農政局第１会議室		
委 員			佐久間 聖 二(ジャーナリスト) 荻 野 伸 一(弁護士) 澤 田 諭 希(公認会計士)		
審議対象期間			令和８年４月１日～令和８年６月３０日		
審議対象案件			１２７件 うち、１者応札案件 ２９件 うち、契約の相手方が公益社団法人等の案件 ２件		
抽出案件			５件 うち、１者応札案件 １件 (抽出率 ３.９%) (抽出率 ３.４%) うち、契約の相手方が公益社団法人等の案件 １件 (抽出率 ５０.０%)		
抽 出 案 件 内 訳	工 事	一般競争		該当なし	
		指 名 競 争	公募型指名競争	該当なし	
			工事希望型競争	該当なし	
			その他の指名競争	該当なし	
		随意契約		１件 うち、１者応札案件 ０件 うち、契約の相手方が公益社団法人等の案件 ０件	
	業 務	一般競争		１件 うち、１者応札案件 ０件 うち、契約の相手方が公益社団法人等の案件 ０件	
		指 名 競 争	公募型指名競争	該当なし	
			簡易公募型競争	該当なし	
			その他の指名競争	該当なし	
		随 意 契 約	公募型プロポーザル	該当なし	
			簡易公募型プロポーザル	２件 うち、１者応札案件 ０件 うち、契約の相手方が公益社団法人等の案件 ０件	
			標準型プロポーザル	該当なし	
			その他随意契約	該当なし	
		物 品 役 務	一般競争		１件 うち、１者応札案件 １件 うち、契約の相手方が公益社団法人等の案件 １件
	指名競争		該当なし		
	随意契約(企画競争・公募)		該当なし		
	随意契約(その他)		該当なし		
	(特記事項) 特になし				

委員からの意見・質問に対する回答等	意 見 ・ 質 問	回 答 欄
	抽出案件① 令和８年度東条川二期農業水利事業 嬉野分水工整備工事	・資料に基づき説明
	随意契約となる前の本工事は、一般競争入札で行われたのか。	そのとおり。
	残った工事を本工事で施工した業者に随意契約でやったということは理解した。 地図で見ると二箇所あり、離れていると思われるが、嬉野分水工の工事と関連があるのか。	工事自体は、第２幹線水路と第３幹線水路の途中にある嬉野分水工を補修する工事であり、工事中もポンプを設置して上水の手当をしていたというものである。 主たる工事は嬉野分水工でやっているが、設置したポンプについては、水を送れているかを確認していた状況である。
	上水のパイプラインを作っていたということはないのか。	そういうことはない。 安政池からポンプアップをして従来ある水路に給水していたということである。
	了解した。一体工事とみなしてよいか確認した。	—
	随意契約理由で、本来であれば、前契約工事と当該工事が一体的な構造構築等を目的として一連の作業として行われるべきものであり、かつ前契約工事と当該工事の施行者が異なる場合は、かし担保責任の範囲が不明となる等密接不可分な関係にあるため、一貫した施工が必要と考え、とあるが、それであれば、そもそも一体の工事として最初に発注することは考えなかったのか。	一体の工事として発注をしていたが、不測の事態、電気業者との協議が想定以上に長引いた関係で、工事が年度内に終われなくなり、年度内に完成できる分だけの工事に区切り、契約変更したということである。 一体不可分として発注していたものが切らざるを得なかったということである。
	当初一体の工事として発注して、金額が決まっているが、今回、結果として２つの工事に分けたことで、２つの工事を合わせた工事金額合計額と当初の契約額とは異なっているのか。	１つの案件の工事を切っても、本来であれば最初に契約した金額と切った上での合計額はあってくるところであるが、実際は、ポンプを稼働した日数を最終的に精査したり、数量の変更が生じたりし、合計額とは一概に合うとは言えず、今回の場合では違ってきている。
	抽出案件② 令和８年度国営造成施設緊急整備対策調査 「紀伊平野地区」山田ダム水管理システム実施設計業務	・資料に基づき説明
	総合評価落札方式が使われたのは、なぜかと思っている。 定型的な業務で、Ａ等級なので、高度かなと思いながら見ているが、定型的であれば、別に総合評価しなくてもいいのではないか。しかも、総合評価という制度にもちこまれた根拠、あるいは理由を教えてください。	定型的であっても実施設計は、比較的高度な技術が必要であるため、業務自体は定型的であるが、必要な技術情報に関しては必要なものということで、運用で実施設計の場合は、総合評価落札方式を使うというように決められており、特定テーマが１つのものが標準的となっている。 特定テーマがない、本当に定型的である非常に簡単なものであれば、価格点と技術点は１対１である。逆に、難しいものになると、特定テーマを２つ設けると、１対３になる。 今回については、この運用に則って１対２でやっているということである。
	技術評価をもとに採用されている。 今回の山田ダムのシステム設計について、高度な技術がいるというところは、評価制度の項目のうち、どこにあたるのか。	今回の中で、特に技術的に難しいところは、水管理施設の維持管理、維持管理性向上の検討における留意点をきちんと成果に反映させるといふものになるため、自分たちの考えが、どのように設計に反映されているかというところが、特定テーマと言われるものになっており、ここで大きな技術力の差がついてくるものとなっている。
	水管理の管理の必要性は、この工事に関して具体的にはどのようなものか。	この評価では、改良区事務所に表示用PCを設置するとか、協議を重ねながら最適なシステムを提案するとか、巡回の労力削減のため、遠方からの管理監視が可能となるシステムを導入するための費用対効果が見込めるということで、カメラの設置台数や位置を具体的に提案をしていただいているものである。 具体的に管理に当たって、現場をよく見て、よく知っている方が提案をしているというものが分かるようなところを評価している。
	技術力ということで説明をいただいたが、話を伺っていると、技術力というよりは技術力の提案力なのかなと思ったが、技術力と提案力は、関係があるものなのか。	技術力があっても、その提案がうまくないと我々に伝わらないので、我々に伝えるような提案力も兼ね備えているところが、高得点になり、技術力だけあっても、我々がわからないようなものは評価のしようがないので、端的には比例していると思っているところである。

	意 見 ・ 質 問	回 答 欄
委員からの意見・質問に対する回答等	抽出案件③ 令和7年度東条川二期農業水利事業 安政池実施設計業務	・資料に基づき説明
	今回の評価で分かれているところが、業務への取り組み方針であるが、2者で決定的に、Aばかり、Dばかりみたいな感じであるが、細かいところはいらぬが、大まかに、Aはどこが良くて、Dはどこが悪いかわせていただきたい。	似通っているからといって、同じ評価にしてしまうと技術評価にならないことから、例えば2者しかいなければ、片方はA評価、片方はD評価となるような、できるだけ差をつけるように審査をするように通知が出ており、可能な限りであるが、このようにしている。 そうでなければ、プロポーザルにした意味がなくなり、見た目は差があるように見えるが、実態は大きな差はない。 1つ大きな差があり、仮締切堤により通年施工も可能であるということに対して、手順が明確に書かれていたのがB者であったということである。 A者は通水ができなかったら、ポンプで水を仮廻しをするといったところで、大きな差はそこにあったところである。 それ以外については、正直、大きな差が見られなかったものの、通知に基づき評価をしたということである。
	抽出案件④ 令和8年度南近畿調査管理地域整備方向検討調査 「紀伊平野地域」整備構想取りまとめ業務	・資料に基づき説明
	本件について、どうして、紀の川流域の整備構想をまとめるだけで、5000万もかかるのか。 工事であれば、積み上げでわかるが、本件のような整備構想をする時の価格の決め方、あるいは根拠を教えてほしい。	整備構想取りまとめのための業務ではあるが、業務の中で、紀の川水管橋の耐震構想設計は、近年の制度拡充も踏まえた検討を行っており、単純なこれまでの成果の取りまとめだけではなく、他にも検討すべきことがあり、金額も少し上がっているというところではある。
	業務内容があり、現地調査でいくら、資料の検討でいくら、という形で出ているということか。	そのとおり、積み上げとなっている。
	抽出案件⑤ 令和8年度和歌山平野農地防災事業 ハス池改修工事不動産登記業務	・資料に基づき説明
	落札した公益社団法人の土地家屋調査士協会は、土地家屋調査士の集まりなのか。 協会自体が実施作業をされるのか。	そのとおりである。
	通常の株式会社や、一般の公益法人でない人たちは、入札参加ができないのか。 公益法人とあるが、実態は、土地家屋調査士の集まりでしかないのか。 例えば、落札された和歌山県公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、どのような組織か。	そもそも、土地家屋調査士法により土地家屋調査士でなければこの業務ができないことになっている。 土地家屋調査士会というのがあり、そこに今回入札した公共嘱託登記土地家屋調査士協会という官公庁の登記業務のみを行う団体があり、ほかに土地家屋調査士法人や公共嘱託協会に入っていない個人の土地家屋調査士が所属している。 この3者が、入札になれば入ってくるということになる。
	公告を知っていたら参加したっていうのは、どういうことか。	調達の全国統一の資格のある、近くの事業者の方にとったアンケートの結果である。
	土地家屋調査士会の下に公益社団法人があり、土地家屋調査士会とは別法人である、その他、土地家屋調査士で作る会社の土地家屋調査士法人があり、それは、土地家屋調査士会とか、前の公益社団法人とは別のものである、その他に土地家屋調査士会に入られている個人の土地家屋調査士がいる。 今回、入札の参加資格があるのは、公益社団法人と、土地家屋調査士法人と、個人の土地家屋調査士ということか。	そのとおりである。
	今回の入札には、公益法人でなくても参加可能だったのか。	資格があれば、入札が可能であったということである。
	公益法人を和歌山の地元の公益法人に限るという一文があったかと思う。地元の公益社団法人でないと入札参加資格ないという意味なのか。	入札説明書に記載の和歌山県土地家屋調査士会に所属する土地家屋調査士とは、土地家屋調査士はこの土地家屋調査士会に加入する必要がある、個人の土地家屋調査士や法人として設立されている土地家屋調査士法人がいて、入札参加資格があればそれぞれ個人や法人の土地家屋調査士は入札が可能であり、それ以外の和歌山県に主たる事務所を有する公共嘱託登記土地家屋調査士協会という者が、今回入札を行った者である。
	所属する土地家屋調査士や土地家屋調査士法人も入札参加資格はあった。たまたま今回は公益社団法人が落とされたということか。	そのとおりである。
	【以上】	

	意 見 ・ 質 問	回 答 欄
	委員会による意見の具申又は勧告の内容	意見の具申、勧告 なし
		その他 なし
	[これらに対し部局長が講じた措置]	該当なし